3　「記載事項との間の相違の有無及び内容」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違が無い場合には「無」と記載（報告）し、相違が有る場合には「有」とし、その具体的な相違の内容を記載（報告）する。(例えば、「有(　　(物資を記入)の　　(数量を記入)減。)」)

4　「相違の理由」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違が有る場合には、相違した具体的な理由を記載（報告）し、相違が無い場合には、空欄とし、又は斜線を引く。

なお、記載する欄に書ききれない場合などにおいて、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。

注：1　取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、自衛隊法第125条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

2　報告は、裏面に必要事項を記載して提出する場合のほか、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

別表第二十三（第八十六条の二十五関係）

文書番号
発簡年月日

（施設、土地等の所在する場所の管理者／取扱物資を保管させる場所の管理者）　殿

立入検査を行う職員
所　　属
官　　職
氏　　名　　印

立入検査実施通知書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第13項／第103条第14項／第103条の2第3項において準用する同法第103条第13項の規定により立入検査を次のとおり行うので、自衛隊法第103条第15項／第103条の2第3項において準用する同法第103条第15項の規定に基づき、通知する。

検査日時	
検査場所	
検査事項	
連絡先	
備考	

本件について、立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、自衛隊法第124条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

（裏　面）

注意事項

1　「検査日時」の欄には、検査を行う年月日のほか、検査を開始する時間及び終了する時間（又は検査に要する時間）を記載する。(例えば、「　　年　　月　　日午前　　時から　　時間程度」)

2　「検査場所」の欄には、住所及び検査対象が明確になるような事項を記載する。

3　「検査事項」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、検査の対象となる施設、土地、家屋、物資の具体的な種類について検査事項を記載する。(例えば、「　　(施設）について、面積、収用できる人数その他施設の状況」、「　　(物資を記入）について、種類、数量、品質、消費期限等物資の状況」)

4　「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

5　「備考」の欄には、例えば、秘密の保全に十分配慮しつつ、実際に立入検査をする職員の氏名、人数等を記載する。

注：　立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係者の請求があつたときは、これを提示する。

別表第二十四（第八十八条の三―第八十八条の五、第八十八条の八、第八十八条の九、第八十八条の十一、第八十八条の十二関係）

年　　月　　日

（管理者／環境大臣／都道府県知事／許可の権限を有する者）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法による規制行為実施通知書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　　条　（　　法の特例）第　　項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1　行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

2　行為に着手する時期

3　行為をする場所

4　行為の内容

5　その他参考事項